

## 国際生命情報科学会(*ISLIS*)倫理規程

### (名称)

第1条 国際生命情報科学会（以下、ISLIS）はその下に「ISLIS倫理委員会」（以下、委員会）を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、ISLISでの発表やISLIS会員が行う基礎・臨床研究について、世界医師会によるヘルシンキ宣言に示された倫理規範や我が国の個人情報保護法の趣旨にのっとり、倫理の観点から審査する。

研究に関する倫理審査は、本来、研究者が所属する機関の倫理審査委員会等で実施されるべきであり、会員が所属する機関に倫理委員会が設置されていない等、やむを得ない理由で倫理審査を受けることができない場合において、本委員会の審査対象とする。

### (任務)

第3条

1. 委員会は、第2条の目的に基づき、ISLIS会員から申請された研究内容について、臨床研究に関する倫理指針（2008年厚生労働省）、疫学研究に関する倫理指針（2008年、文部科学省・厚生労働省）および個人情報保護法（2005年施行）の趣旨にのっとり審査を行う。
2. 委員会は、前項の申請がない場合でも、倫理上の問題があると判断した発表や研究に対して、研究方法の是正又は研究や発表の中止を勧告することができる。

### (組織)

第4条

1. 委員会の委員は専門会員の中から常務理事会が推薦し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は1年とし、再任をさまたげない。
2. 委員会は、委員長1名、委員若干名で構成する。
- 3.

### (会議)

第5条

1. 委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。
2. 審査申請者は、申請書に必要事項を記入の上、委員長に申請を行う。

3. 申請をした研究者またはその申請の内容を熟知する者は、委員長の求めがあった場合には、委員会に出席し、研究計画等を説明しなければならない。
4. 審査の判定は、出席者の3分の2以上の合意によるものとする。
5. 審議終了後、委員長は、審議結果通知書をもって申請者に通知する。

第6条 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### **(研究結果の発表)**

第7条 研究実施者が研究結果を学術誌等へ発表するに当たり、その研究結果が、倫理委員会の議を経た証明が必要なときは、その旨の証明書の発行を委員長に申請することができる。

第8条 研究実施者は、研究において利益相反（COI）に留意し、発表の際は必要に応じて情報を開示しなければならない。

#### **(迅速審査)**

第9条 委員長が、倫理的な問題はないと判断した研究は、委員会を開催せず迅速審査とし、回覧により審査を行うことができる。

第10条 この規程の改変は、理事会の承認を得なければならない。

#### **付則**

1. この規程は、2019年4月1日から施行する。